

やまぐち物流 2024 年問題の解決に向けた共同宣言式

日時：令和 6 年 3 月 26 日（火）11：30～12：00

場所：山口県山口市滝町 1 番 1 号

山口県庁 4 階共用第 1 会議室

議 事 次 第

I. 開会

II. 議題

1. 行政機関からの挨拶
2. 共同宣言文の提案・採択
3. 各団体からの意見表明、行政機関の取組説明
4. 写真撮影

III. その他

やまぐち物流 2024 年問題の解決に向けた共同宣言式 出席者一覧

所 属	役 職	出 席 者 氏 名
山口県トラック協会	会長	きたむら まこと 喜多村 誠
山口労働局	局長	なだ ゆたか 名田 裕
山口運輸支局	支局長	つぼくら いさむ 坪倉 勇
中国経済産業局	局長	實國 慎一 【代理出席】 産業部長 なが お ひろ ゆき 長尾 博行
山口県	知事	むら おか つぐ まさ 村岡 嗣政
日本労働組合総連合山口県連合会	会長	いとう まさのり 伊藤 正則
山口県経営者協会	会長	山本 謙 【代理出席】 専務理事 あ の てつ お 阿野 徹生
山口県商工会議所連合会	会頭	川上 康男 【代理出席】 専務理事 し ま も と けん じ 嶋本 健児
山口県商工会連合会	会長	藤村 利夫 【代理出席】 専務理事 くら ふじ とも あり 藏藤 共存
山口県中小企業団体中央会	会長	矢敷 健治 【代理出席】 専務理事 さか もと たつ お 坂本 竜生
山口県地域消費者団体連絡協議会	会長	よしとみ たかこ 吉富 崇子

事務局 山口労働局労働基準部

やまぐち物流2024年間題の解決に向けた共同宣言

実現を目指すもの

- ・荷主企業、物流事業者、消費者が協力して県内の物流を支えるための環境整備
- ・県内経済の発展と県民生活の向上を推進

運転手の働き方をめぐる現状

①年間労働時間数、年間平均休日数、年間有給休暇取得日数

2,432時間、100.1日、10.1日 ※令和4年度

②運転手の賃金（1か月平均・賞与込み）、平均年齢、勤続年数

37.4万円、48.3歳、14年8か月 ※中国ブロック 令和4年4月～6月

③初任給（大卒）、退職金平均受給額（自己都合・勤続40年）

18.4万円、466万円 ※令和4年度

④女性運転手の占める割合、平均年齢

1.9%（令和4年度）、44.9歳 ※令和4年度

⑤有効求人倍率、有効求人数、有効求職者数

2.30倍、702人、305人 ※令和6年1月

出所 ①～④全日本トラック協会、⑤山口労働局

関係機関・団体等 による推進

①「商慣行」の見直し

- 物流の適正化・生産性の向上を図るため荷主企業・物流事業者の双方で非効率な商慣行を見直します。
 - ◆納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し
 - ◆多重下請構造の是正に向けた規制的措置の導入
 - ◆「トラックGメン」による荷主・元請の監視の強化
 - ◆物流担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁の円滑化
 - ◆「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

取組みの方向性

②物流の効率化

- 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード面・ソフト面で効率化します。

③荷主・消費者の行動変容

- 消費者や荷主企業の経営者の意識改革・行動変容を促す新たな取組みを行います。

④物流に係る広報活動

- 物流の大切さを伝える啓発活動の促進に努めます。

■物流事業者の役割

- ・労働時間の適正化、荷待時間等の把握・削減
- ・物流担い手の賃金水準の向上等による担い手の確保
- ・女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現
- ・鉄道等へのモーダルシフトや共同輸配送の活用
- ・求荷求車システム（WebKIT等）の利用による事業者間の相互協力
- ・「標準的な運賃」の活用

■物流事業者、荷主事業者・消費者の役割

■荷主事業者の役割

- ・荷待ち時間・荷役作業時間等の把握・削減
- ・出荷に合わせた生産・荷造り、運送を考慮した出荷予定時刻の設定
- ・納品リードタイムの確保・延長
- ・物流事業者との情報の共有化・DXによる業務効率化
- ・「標準的な運賃」への理解・協力
- ・契約の書面化、燃料価格上昇分の反映

■消費者の役割

- ・再配達への削減への取組み
- ・確実に受け取れる日時・場所の指定
- ・宅配ボックス・ロッカーの利用
- ・置き配の推進
- ・まとめ買いによる運送回数の削減

1. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房 公正取引委員会） 2. パートナーシップ構築宣言（未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動 / 求められる行動

- ★行動①：本社（経営トップ）の関与**
①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること。②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと。③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。
- ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施**
受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。
協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。
- ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること**
労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。
- ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと**
労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化するべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。
- ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと**
受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利な取扱いをしないこと。
- ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること**
受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。



詳細についてはQRコードからご確認ください

受注者として採るべき行動 / 求められる行動

- ★行動①：相談窓口の活用**
労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、6頁の様式を活用することも考えられる。
- ★行動②：根拠とする資料**
発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。
- ★行動③：値上げ要請のタイミング**
労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たず自ら希望する額を提示**
発注者から価格を提示されるのを待たず受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、下記の（1）（2）を宣言します。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
 - オープンイノベーション
 - IT実装
 - グリーン化 等
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守
特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。
 - ① 価格決定方法
 - ② 型管理などのコスト負担
 - ③ 手形などの支払条件
 - ④ 知的財産・ノウハウ
 - ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ



詳細についてはQRコードからご確認ください

パートナーシップ構築宣言

本宣言の目的は、サプライチェーン全体で「振興基準」を遵守し、事業者間の協力による競争力の向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すことである。2024年4月1日に、中心企業を多数のサプライヤーと結ぶ主要なサプライチェーンの構築を促す目的で、2024年3月26日に、この宣言式が行われることとなる。宣言式参加企業は、宣言した内容を遵守し、宣言式参加企業間の関係性を構築していく。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の価格転嫁を巡る事業者間の連携・共存共栄を進めるため、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄に期間・基幹層を越えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「TieN」が「TieN+1」）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むこととし、既存の取引関係や企業規模等を踏まえ、必要に応じて取引先の格別な関与を自ら担う。その際、労務費等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のワークロードや BCP（事業継続計画）策定の助言等も実施する。（個別項目）※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目別に取組内容を具体的に記載してください。
2. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業継続支援等）
3. 働き方改革推進（共通 E D I の関係、データの相互利用、I T 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
4. 専門人材のマッチング
5. グリーン化の取組（低炭素化技術の共同開発、省エネ設備の導入・交換、生産工程等での環境配慮、グリーン調達等）
6. 健康増進に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進情報の共有等）
7. 2 階層以上の遵守
経営者層と下請事業者層の両方を取り組む（下請中小企業協働法に基づく「協働宣言」）を推進し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行の廃止に積極的に取り組む。

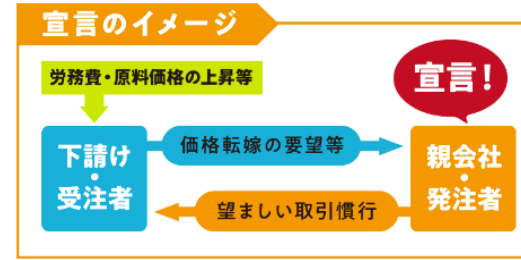
※下記①～④の取組内容は、「振興基準」(取引先協定決定の後の協議、契約条件の書面交付等)を踏まえて、業界の取引慣行に合わせて実施することが可能です。
※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に鑑み、発注者企業間での取引の適正化を図るという取組目的の達成に寄与する場合には、その取組も歓迎する。

④ 価格決定方法
不合理な原価転嫁は厳禁とする。取引対価の決定に当たっては、下請事業者が協定の加入者となるときは協定に準じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を確保し、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、縦割りは契約条件の書面等による明示・交付を行います。

〇年〇月〇日

企業名
〇〇〇〇〇 株式会社

役職・氏名 (代表権を有する者)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



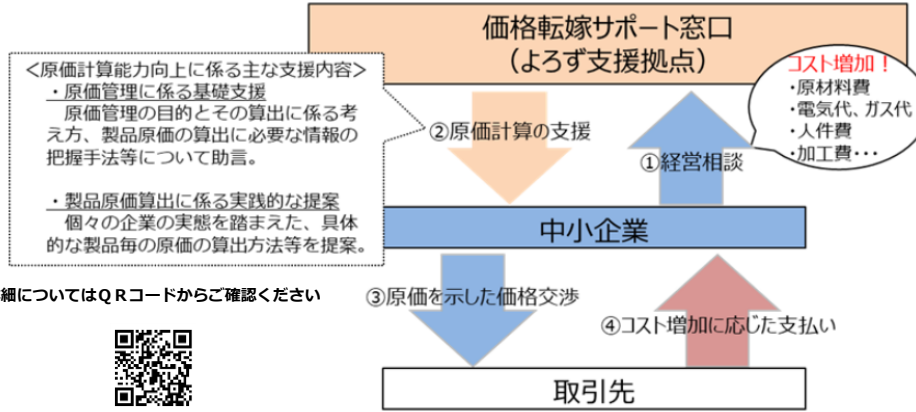
宣言するメリット

- 補助金の加算等、優遇措置
- 宣言・公表した企業は、国の一部補助金について加算措置が受けられるなど、優遇措置が受けられます。また、山口県の公営企業への補助金に対してはも加算措置が設けられました。
- 買上げ促進税制の適用について
基本金10億円以上かつ従業員数が1000人以上の企業については、買上げ促進税制の適用を受ける条件の一つとして、パートナーシップ構築宣言をしていることが必要となります。
- 融資
令和5年度より、日本政策投資銀行においてパートナーシップ構築宣言関連の融資制度が利用可能になりました。
- パートナーシップ構築宣言 ロゴマーク
ロゴの使用は「宣言」をした企業のみになります。

3. 価格転嫁サポート窓口 (よろず支援拠点)

よろず相談窓口は中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。
2023年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施しています。

拠点名	電話番号
山口県よろず支援拠点	083-902-5959



適切な価格転嫁の実現

4. 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック (中小企業庁)

中小企業が取引先と価格交渉を行うために準備しておくよいチェックポイントや、交渉を行う上で押さえておくよい段取りポイントなどを、ハンドブックとしてまとめました。

詳細についてはQRコードからご確認ください



価格交渉・転嫁の支援ツールや労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料のデータベースといった情報も用意していますので、QRコードからご確認いただき是非ご利用ください。

価格交渉・転嫁の支援ツール (中小企業庁)

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料 (例) (中小企業庁)



価格交渉ハンドブック (抜粋)

目次 (1/2)

§1 価格交渉準備編	
CHECK 1	取引先からの引合段階で、業務内容や取引条件をきちんと確認していますか？ Good Practice: 自社の「業務フロー」と「見積チェックリスト」を作成し、仕様の不確定要素の事前確認に活用！
CHECK 2	エネルギー費や原材料費など、取引に必要な“データ”は定期的に収集していますか？ Good Practice: 原材料費や労務費のデータは業界誌や官公庁の公式サイトにて定期的にチェックを！
CHECK 3	“原価計算”できていますか？ ～製品・サービス単位での把握を Good Practice: 支援機関やインターネットなどを活用して学習し、自社の主な事業の製品・サービスの「原価計算」を！
CHECK 4	製品・サービスの“単価”を把握し、取引先に提示できますか？ Good Practice: 自社の主な事業の製品・サービスの「単価表」を作成しておく、価格交渉に役立ちます！
CHECK 5	自社の事業特性をふまえた“見積書”のひな型(フォーマット)はありますか？ Good Practice: 自社の特徴をふまえた見積書を用いて、見積りチェックリストの不確定要素の明記等を行い価格交渉に活用！
CHECK 6	取引先の経営方針や業績動向を把握できていますか？ Good Practice: 取引先の動向把握は交渉スピードに影響。直接把握できない場合、業界団体などを活用し情報収集を！
CHECK 7	取引先にとっての自社の“付加価値”=価格になっていませんか？ Good Practice: 価格しか評価しない取引先との価格交渉は、事実上困難。自社付加価値の見直しが必要！

目次 (2/2)

§2 価格交渉実践編	
STEP 1	自社業種・業界の価格改定に関する情報収集 Good Practice: 自社の所属する業界団体などを通じ、業界動向を把握します
STEP 2	取引先(発注者)業界・業種の情報収集と価格交渉順の検討 Good Practice: 発注側企業の事業形態や業種、規模などの動向と、自社の取引実績をふまえて交渉順を検討します
STEP 3	取引先(発注者)への交渉の申し入れ Good Practice: 必要に応じて、書面での申し入れを行います
STEP 4	価格交渉に向けた説明資料の準備 Good Practice: ①交渉に迅速・的確に即応できるよう、原材料費や労務費のデータは定期収集し備えましょう Good Practice: ②現行商品・サービスの価格交渉だけでなく、自社の付加価値を活かした代替案提示が取引継続のポイント
STEP 5	発注後に発生する価格交渉 Good Practice: ①アウトプットイメージの共有が困難な短期業務ほどプロセス管理を重視し、随時顧客に進行確認を！ Good Practice: ②受注後に問題が生じ、価格交渉が必要な場合はスピード重視で顧客相談を！